

ケアリングコミュニティの構築をめざして



日本福祉大学学長補佐
原田正樹

福祉サービスが必要とする人を地域社会の構成員として包摂し、日常生活圏域で支える機能をもつ「ケアリングコミュニティ」が、地域で暮らす人びとが支え合いながら、誰もが暮らし続けられるコミュニティづくりにか、地域住民や自治体はどう向き合っていくのか。

はじめに

ケアリングコミュニティ (caring community) とは、地域福祉の新しい概念である。ケアリングとは看護の領域で用いられてきた。人と人との関係性、ケアする側とケアされる側との人間関係のなかで、双方向性が大切にされ、その結果、相互に成長していく過程の重要性などが指摘されてきた。こうしたケアリングの考え方をコミュニティにまで広げて展開しようという考え方である。

大橋謙策は、ケアとコミュニティの今日的な位相について論考するなかで、「従来の地域の支えあいではなく、意識的に活動する住民による新しい地域づくり^{*1}」を問題提起し、日常生活圏

を基盤として行政の制度的サービスの近隣住民のインフォーマルサービスとを結びつけ、地域自立生活を支援するコミュニティソーシャルワークによるケアリングコミュニティの構築を構想した。

筆者はケアリングコミュニティを、「共に生き、相互に支えあうことができる地域^{*2}」と定義し、それは地域福祉の基盤づくりであると考えてきた。そのためには、共に生きる（共生）という価値を大切にし、実際に地域で相互に支えあうという行為が営まれ、それを支えていくために必要なシステムが構築されていかなければならない。こうしたケアリングコミュニティを創りだしていくためには、①当事者性の形成、②地域自立生活支援、③参加・協働の促進、④制度による基盤構築、⑤地域経営

・自治といった五つの構成要素が必要であると考えてきた。

現在、厚労省では、地域共生社会の実現にむけて検討を進めている。ここでいう「地域共生社会³」とは政策であると限定的に捉えるべきである。なぜならば、地域で共生社会を実現していくとする理念（たとえばノーマライゼーション）や運動・実践（障害者運動や共生ケアなど）はずっと以前から積み上げられてきたものである。ケアリングコミュニティとは、政策としての「地域共生社会」、運動や実践を踏まえて、これからの地域福祉の実践モデルであり、目標である。

本稿ではこのケアリングコミュニティについて、共生という価値や合意形成、政策動向を踏まえ、これからの自治体や地域住民の取り組みについて提起したい。

共生という価値への合意と地域のとらえ方

「ニッポン一億総活躍プラン」(二〇一六年六月二日閣議決定)では「包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環」をめざすとされた。その際に「安心につながる社会保障」として、地域共生社会の実現が位置づけられた。これに基づき、厚労省は

はらだ・まさき

長野県生まれ。博士（社会福祉学）、社会福祉士。日本福祉教育・ポランティア学哲学研究会会長、日本地域福祉学会会長。著書に『地域福祉の基盤づくり』（単著、中央法規、二〇一四年）『地域福祉援助をつかむ』（共著、有斐閣、二〇一二年）。茅野市、氷見市、伊賀市、半田市などの地域福祉実践に関わる。

大臣を本部長にした「地域共生社会実現本部」を設置（二〇一六年七月一五日）して、省庁をあげての検討がはじまった。

ところがその矢先、神奈川県の障害者施設で痛ましい殺傷事件が起こった。何より恐ろしかったのは、「この世から障害者がいなくなればいい」という優生思想を剥き出しにした差別が堂々と表明されたことである。皮肉にも四月から障害者差別解消法が施行された直後の出来事であった。

この事件の犯人、真相については、これから裁判によって解明されていくであろう。またすでに多くの関係者や識者がコメントを発表している。「共に生きる」ということが、世のなかの合意に至っていないことが露呈されたこととの関係者へのショックは大きいものであった。犯人の主張に対して、インターネットのなかとはいえ多くの人たちが賛同する意見を寄せたのである。従来、福祉意識の傾向として「総論賛成・各論反対」と言われてきた。しかし「障害があっても、なくても同じ人間であり、生きる権利がある」という総論が、いとも簡単に崩れ落ちることを実感した。まさに内なる優生思想について突きつけられた出来事であった^{*3}。

そもそも「地域」には二つの顔がある。地域のなかで受け止められ、支えられるという優しい側面と、排除され抑圧されるという冷たい側面である。難しいのはそのことが同時に起こることである。繰り返しであるが、地域はユートピア（理想郷）